

皆様に、最新の労働災害情報を届けています！

災害発生情報 No.124

令和2年8月

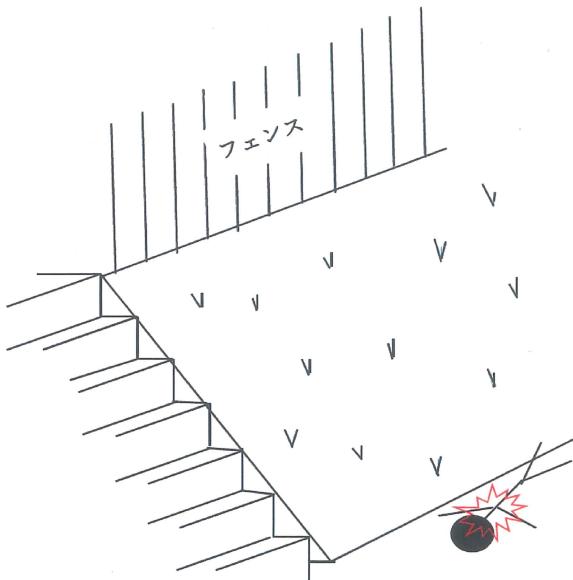
筑西労働基準監督署 安全衛生課

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報を届けています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	社会福祉施設	経験年数	12年	年齢	70歳代
発生年月	令和2年3月		発生時刻	推定時刻 12時00分	
発生状況	勾配43度の斜面において除草剤散布作業に従事していたところ、不意に転落したことによって、頸髄・頸椎損傷により死亡に至ったもの。				
負傷の程度／部位	頸髄・頸椎損傷		休業見込期間	若しくは死亡	

～再発防止のために～

勾配40度以上の斜面を転落することは、労働安全衛生規則第518条（作業床の設置）及び同則第519条（墜落防止措置）にある「墜落」に含まれるものと解されております。このため、勾配40度以上の斜面で、2m以上の高さの作業箇所で各種作業に従事する場合においては、法定の墜落防止措置を適切に講じた上で、関係労働者に作業に従事させることが求められております。2m未満の高さにおいても、墜落のおそれがある場合は、適切に墜落防止を講じた上で作業に従事させるようお願いします。また、労働安全衛生法第6.2条では、中高年齢者の労働災害防止のため、心身の条件に応じて適正な配置を行うことが努力義務として定められています。



◆安全衛生の窓◆

今年の夏は、熱中症の予防と併せて新型コロナウイルス感染症の拡大防止を行なうことが求められているところです。このため、マスクの着用により飲み物が飲み難いことから、十分な水分補給ができないことが懸念される状況にありますので、定期的に適度な水分及び塩分を摂取できるよう、休憩する時間及び頻度について、3密を避けた上で弾力的な対応ができる体制を確立させるようお願いします。

来月から令和2年度全国労働衛生週間準備期間が始まります。例年開催されている筑西地区全国労働衛生週間準備打合せ会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止することになりました。このため、全国労働衛生週間本週間（10月1日から7日まで）を実効あるものとするため、実施要綱を活用するほか、3密を避けるために新しい生活様式を取り入れる等、有意義な準備期間となるようお願いします。

今月は夏休みを取得される方も多いと思います。年次有給休暇を上手に取得することにより、9連休を過ごしてみてはいかがでしょうか。ここでも新型コロナウイルス感染症拡大防止を意識した休み方が求められる状況ですが、ウィズコロナ（With corona）を心掛けることにより、新型コロナウイルスに対する考え方を改めるのも重要なかもしれません。